

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	災害協定に基づく熊本地震被災状況航空写真撮影
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 宮崎市大工2丁目39番地
契約締結日	平成28年 4月21日
契約の相手方の氏名及び住所	国際航業株式会社 宮崎市橘通東3-1-47
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,492,800-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥4,492,800-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業務名 : 災害協定に基づく熊本地震被災状況航空写真撮影
2. 履行場所 : 熊本県
3. 契約の相手方 : 名称 国際航業(株)宮崎営業所
住所 宮崎市橘通東3-1-47
電話 0985-23-0501
4. 随意契約適用法令 : 会計法 第29条の3 第4項及び
予算決算及び会計令 第102条の4 第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - (1) 目的・内容
平成28年熊本地震対応のため、被災状況の航空写真を撮影するものである。
 - (2) 理由
地震が継続的に発生している中、適切かつ迅速に被災状況の航空写真を撮影するには、無人航空撮影機（ドローン）及び熟練したオペレータを自社で所有している必要があり、電話にて災害協定業者へ照会したところ、国際航業(株)宮崎営業所のみが対応可能であることが判明した。
そこで適切かつ迅速に対応できるのは、平成28年度災害時における空中からの情報収集（航空写真撮影）に関する基本協定書を締結し、無人航空撮影機及びオペレータを自社で所有している国際航業(株)宮崎営業所のみである。
このため、会計法第29条3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、国際航業(株)宮崎営業所と随意契約を締結するものである。

(随契理由書作成者)

宮崎河川国道事務所 道路管理第二課長